本号で公布された法令のあらまし

◇**令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令**（政令第三百七十三号）（内閣府本府）

1　令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定する。（本則関係）

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（本則関係）

(1)　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(2)　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

(3)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

(4)　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(5)　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(6)　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(7)　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(8)　熊本県玉名郡玉東町の区域に係る激甚災害について中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇**電気工事士法施行令の一部を改正する政令**（政令第三百七十四号）（経済産業省）

1　電気工事士試験の受験手数料の額の引上げ

第一種電気工事士試験及び第二種電気工事士試験の受験手数料の額を引き上げる。（第十三条関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇**金融商品取引法施行令の一部を改正する政令**（政令第三百七十五号）（金融庁）

1　金融商品取引法施行令について、金融商品債務引受業の対象取引の範囲を拡大する観点から、証券投資信託の信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における指標の変動率に一致させるよう運用する旨を投資信託約款に定めたものに限る規定を削除する。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇**輸出貿易管理令の一部を改正する政令**（政令第三百七十六号）（経済産業省）

1　輸出の許可に関する規定の整備

経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、ペプチドの合成を行うための装置等の追加を行う。（別表第一関係）

2　輸出の承認に関する規定の整備

経済産業大臣の輸出の承認を要する貨物から、うなぎの稚魚を削除する。（別表第二関係）

3　輸出の特例に関する規定の整備

経済産業大臣の輸出の許可を要しないこととする特例の対象に、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物のうち、無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって、経済産業大臣が告示で定めるものを追加する。（第四条第一項ただし書関係）

4　施行期日等

(1)　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行に伴う経過措置について規定する。（附則第二項関係）

政　令

令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名　御璽

令和七年十一月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百七十三号

令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに熊本県玉名郡玉東町の区域に係る激甚災害にあっては、法第十二条に規定する措置
備考 一　上欄の豪雨とは、前線によるものをいう。 二　上欄の暴風雨とは、令和七年台風第十二号及び同年台風第十五号によるものをいう。	

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之